

防災業務計画書

松山地下駐車場

令和8年6月

T F I 株式会社

目 次

第1章 防災業務計画書の位置付け	4
1. 計画書の目的.....	4
2. 計画書の構成.....	4
3. 国土交通省等との連携.....	4
4. 計画書の変更.....	4
5. 対象施設.....	4
第2章 防災に関する組織	4
1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散.....	4
第3章 災害対策本部の設置基準	5
1. 災害対策本部の設置基準.....	5
第4章 災害対策本部の解散の基準	5
1. 災害対策本部の解散.....	5
第5章 閉鎖基準	5
1. 閉鎖基準.....	5
第6章 災害対策の実施	6
1. 営業時間内の事前対策.....	6
2. 営業時間内の事後対応.....	7
3. 営業時間外の事前対策.....	9
4. 営業時間外の事後対応.....	9
第7章 防災訓練	10
1. 訓練の実施.....	10
2. 訓練項目.....	10
第8章 防災に関する教育及び広報	10
1. 駐車場スタッフに対する教育.....	10
2. 広報.....	10
第9章 その他	11

<添付資料>

(別表 1) 災害対策本部の構成及び任務

(別表 2) 緊急連絡体制表

(別添①) 避難経路図

(別添②) 帰宅困難者心得 10 か条

(別添③) 松山市洪水ハザードマップ

(別添④) 災害用伝言ダイヤル (171) の基本的操作方法

第1章 防災業務計画書の位置付け

1. 計画書の目的

この計画は、TFI株式会社（以下「TFI」という。）が管理・運営する駐車場について、防災に関し執るべき措置等を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 計画書の構成

この計画は、現実の災害に対する対応に即した構成とし、地震・風水害・火災等の災害に対する、予防、応急対策のそれぞれの段階における対応を具体的に定める。

3. 国土交通省等との連携

TFI及び駐車場スタッフ（人材派遣会社等から派遣されている人を含む。以下同じ）は、国土交通省及び松山市と連携して当該駐車場の防災対策・対応を実施するものとする。

4. 計画書の変更

この計画は、必要に応じ変更を行うものとし、変更しようとする場合は、遅滞なく国及び松山市と協議し承諾を得るものとする。

5. 対象施設

この計画の対象とする駐車場は、以下のとおりとする。

駐車場名	所在地	形式	収容台数
松山地下駐車場	愛媛県松山市二番町4丁目7番地 2	自走式地下駐車場	290台

第2章 防災に関する組織

1. 災害対策本部の設置・構成および任務・解散

1) 災害対策本部の「設置」

松山河川国道事務所長は、災害対策本部長として、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災対策を推進するため必要があるときは、第3章第1項に定める設置基準に基づき松山河川国道事務所に災害対策本部を設置するとともに、TFIのサテライト本部（大阪府大阪市中央区今橋4-1-1）と常時接続体制を構築する。

2) 災害対策本部の「構成および任務」

災害対策本部の構成及び任務は、別表1のとおりとする。

3) 災害対策本部の「解散」

松山河川国道事務所長（災害対策本部長）は、第4章1項に定める解散基準に至った時は、災害対策本部を解散する。

第3章 災害対策本部の設置基準

1. 災害対策本部の設置基準

T F I が管理・運営する駐車場又はその存する地域が下記の状況に至ったとき。

（各自治体からの以下災害情報等を受信した時）

- 1) 大雨、洪水による災害の発生が予想されるとき
 - ・時間雨量 40mm 以上（下水道整備水準）の降雨が続くと予想される段階（12 時間前）
 - ・レベル 2 大雨、氾濫（石手川）注意報の防災気象情報が発表された段階※
- 2) 台風、大雨、洪水等により被害が発生したとき
- 3) 火災・爆発等により被害が発生し、又は発生のおそれがあるとき
- 4) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- 5) 地震により、相当の被害が発生したとき
- 6) その他必要と認められたとき

※気象庁の「時系列情報」でレベル 4 危険警報が予測されている場合

第4章 災害対策本部の解散の基準

1. 災害対策本部の解散

T F I が管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき。

- 1) 台風等による被害のおそれが無くなったとき
- 2) 大雨、洪水等による被害のおそれが無くなったとき
- 3) 火災、爆発等による被害のおそれが無くなったとき
- 4) 南海トラフ臨時情報等が解除されたとき
- 5) 地震・津波に関する情報発信が治まり、状態が安定したとき
- 6) 災害が発生した後、必要な対応により災害対策本部設置の必要が無くなったとき
- 7) その他本部長の判断のあったとき

第5章 閉鎖基準

1. 閉鎖基準

T F I が管理・運営する駐車場、又はその存する地域が下記の状態に至ったとき閉鎖するものとする。

- 1) 大雨による浸水の発生が予想されるとき
 - ・レベル 4 大雨危険警報 相当が発表されたとき
 - ・松山市による避難指示（番町地区）が発令されたとき
 - ・時間雨量 40mm 以上の降雨（松山）がつづく予想される 2 時間前
- 2) 河川氾濫による浸水の発生が予想されるとき
 - ・石手川においてレベル 4 氾濫危険警報が発表されたとき
- 3) その他必要と認められたとき

第6章 災害対策の実施

1. 営業時間内の事前対策

1) 南海トラフ臨時情報、又は地震、津波の警報等が発令された場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、滞在者に知らせ、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。

②状況を鑑み避難場所への誘導を実施。

③周辺道路が使用不能な場合は、入庫口及び出庫口を閉じ駐車場を閉鎖する。

④緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。(別表 2)

⑤災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。

2) 大雨、洪水による警報等が発令され、災害の発生が予想された場合

災害対策本部および現地駐車場における体制および対応は、別表 1 のとおりとする。

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、閉鎖基準に従い、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

①風水害情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。

②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知するとともに退去をうながし、必要に応じて避難誘導を行う。なお、閉鎖判断がなされた場合には、予告的な周知はせず、入口表示、館内放送、デジタルサイネージ等を通じて、「既に閉鎖している」ことを明確に示す。

③止水板、排水ポンプ、非常用の発電機等の作動を確認する。

④入庫口を閉鎖する。出庫口は状況の許す限り開けておき、可能な限り出庫させる。

⑤出水の状況に応じて、出庫口に止水板を設置する。その際、誤進入防止の措置を施す。

⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

⑦必要に応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。

⑧巡回の上、必要に応じて人や車両の誘導を行う。

⑨出水の状況により、災害対策本部に更なる応援要請を行う。

3) 雪害・路面凍結による被害が懸念される場合

(1) 災害対策本部の対応

① 現地駐車場の状況の把握を行うとともに、現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。

②大雪警報等の情報を適切な方法で駐車場利用者に周知する。

③大雪の場合は、駐車場の車両及び歩行者出入口部の周辺を除雪する。

④路面凍結が懸念される場合は、車両及び歩行者出入口部の周辺に必要な応じて、滑り止め用砂を散布する。

⑤緊急連絡体制表に従い、必要な応じて連絡を実施する。

⑥必要な応じて協力会社等や災害対策本部にも協力の要請を行う。

⑦巡回の上、必要な応じて人や車両の誘導を行う。

2. 営業時間内の事後対応

1) 地震、津波、風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等の災害が発生せず、これらの警報等が解除される等、被害のおそれが無くなった場合

(1) 災害対策本部の対応

①設置した災害対策本部を解散する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、次の措置を講じる。

①緊急連絡体制表に従い、状況を報告する。

②設置した止水板を撤去する。

③入、出庫口を開ける。

④通常の営業を行う。

2) 地震、津波が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要な応じ避難場所への誘導を実施する。

②入庫口をただちに閉鎖するとともに可能な限り駐車車両を出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。

- ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
- ④震度 4 以上の場合は、駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。
- ⑤災害対策本部に被害の状況を報告する。
- ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、営業を再開する。
- ⑧応急的な復旧が完了し安全が確認されるまで、駐車場を閉鎖する。

3) 風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは状況を判断した上で、次の措置を講じる。

- ①場内放送等により、宣言、又は情報の内容を駐車場内に周知するとともに、むやみに場外へ出ないように指示し、安全性が確保できると推測される場合はただちに退去させ、必要に応じ避難場所への誘導を実施する。
- ②駐車車両を可能な限り出庫させる。ただし、場内に留まるほうが安全と判断される場合にはこの限りではない。
- ③被害拡大のおそれがある場合で、可能な場合は被害拡大防止に努める。
- ④駐車場スタッフは場内の巡回・確認を行う。
- ⑤災害対策本部に被害の状況を報告する。
- ⑥災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。
- ⑦被害が軽微で駐車場の機能として障害がない場合は、止水板を開けた上で営業を再開する。

4) 火災が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

- ①現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。
- ②被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

勤務中の駐車場スタッフは、状況を判断した上で、速やかに次の措置を講じる。

- ①情報を随時確認し、正確な情報収集に努める。
- ②場内放送等により、情報の内容を駐車場内に周知する。
- ③防火区画への侵入防止、避難誘導及び初期消火を速やかに行う。
- ④駐車場内の状況を把握し、消防等の関係機関に連絡する。

⑤必要な内容を臨場した消防、警察官等へ引継ぐ。

⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

3. 営業時間外の事前対策

1) 南海トラフ臨時情報、地震・津波情報、風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等の警報等が発令された場合

(1) 災害対策本部の対応

① T F I の関係者、報道又は現地駐車場等からの連絡により、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

(2) 現地駐車場における対応

① 駐車場スタッフ等は、災害対策本部の指示に対応出来るように準備を行う。

② 必要に応じて現地駐車場の状況を確認し、状況に応じ、止水板を閉じる。

③ 緊急連絡体制表に従い、連絡を実施する。

④ 災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。

4. 営業時間外の事後対応

1) 地震、津波、風水害（台風、ゲリラ豪雨、洪水等）、雪害・凍結等の災害が発生せず、これらの警報等が解除される等、被害のおそれが無くなった場合

(1) 災害対策本部の対応

① 設置した災害対策本部を解散する。

(2) 現地駐車場における対応

① 警報等の解除を駐車場スタッフ等に連絡する。

② 設置した止水板を撤去する。

③ 通常の営業に備える。

2) 災害が発生した場合

(1) 災害対策本部の対応

① T F I の関係者、又は現地駐車場等に連絡し、状況の把握を行うとともに現地駐車場の対応に必要な指示を行う。

② 被害が生じた場合、被害状況に応じて、対応策を検討する。

(2) 現地駐車場における対応

① 災害対策本部が指名した駐車場スタッフは、速やかに駐車場に出勤する。

② 被害拡大のおそれがある場合は、可能な範囲で被害拡大防止に努める。

③ 出勤した駐車場スタッフは、場内の巡回・確認を行う。尚、地震の場合は震度 4 以上で実施する。

④ 災害対策本部に被害の状況を報告する。

⑤ 災害対策本部の指示のもと必要な対応を取る。

⑥緊急連絡体制表に従い、連絡を実施するとともに、応急的な復旧対策について必要がある場合は協力会社等に対応の協力を要請する。

⑦応急的な復旧が完了し、安全が確認されるまで駐車場を閉鎖する。

第7章 防災訓練

災害対策の充実強化を図るため、防災訓練を実施する。

1. 訓練の実施

訓練は毎年、四国地方整備局松山河川国道事務所・松山市役所・T F I・現地スタッフ及び関係機関と連携して行うものとする。

2. 訓練項目

下記項目より、訓練項目を適宜設定して行うものとする。

1) 避難訓練（場内放送により、駐車場利用者に訓練内容を伝達するとともに、可能な場合は、駐車場スタッフにより、避難誘導を行う。）

2) 情報伝達訓練

四国地方整備局松山河川国道事務所、松山市、T F I、タイムズ24、タイムズサービス、日本管財、駐車場スタッフ、警備会社等に対し、想定している訓練の内容及び訓練の結果等の必要な情報を伝達する訓練。

3) 止水板設置訓練

四国地方整備局松山河川国道事務所・松山市・T F I・現地スタッフ等により止水版の稼働確認や手動設置を行う。また、設置できなかった場合や設備不作動の場合には、速やかに代替手段を講じることとする。

4) その他、防災上必要と思われる事項

第8章 防災に関する教育及び広報

1. 駐車場スタッフに対する教育

T F Iは、駐車場スタッフに対する教育については、想定される災害の種類により対応が異なることを考慮し、以下の事項について、講演会、研修への参加及びパンフレット等により行う。

1) 防災気象情報の内容及びこれに基づいてとられる措置の内容

2) 予想される地震・津波による被害に関する知識

3) 風水害の予想に関する知識

4) 駐車場スタッフの果たすべき役割

2. 広報

T F Iは、駐車場利用者に対し、以下の事項についてパンフレットや場内掲示等により

広報を行う。

1) 地震が発生した場合における対応

①震災情報の提供

②帰宅困難者心得 10 カ条・地震発生時の外出者の行動ルールの掲示：別添②

2) 風水害による災害の発生が予想される場合における対応

①風水害情報の提供

②駐車場の位置を示した、ハザードマップの掲示：別添③

3) 災害が発生した場合における対応

4) 火災が発生した場合における対応

5) その他

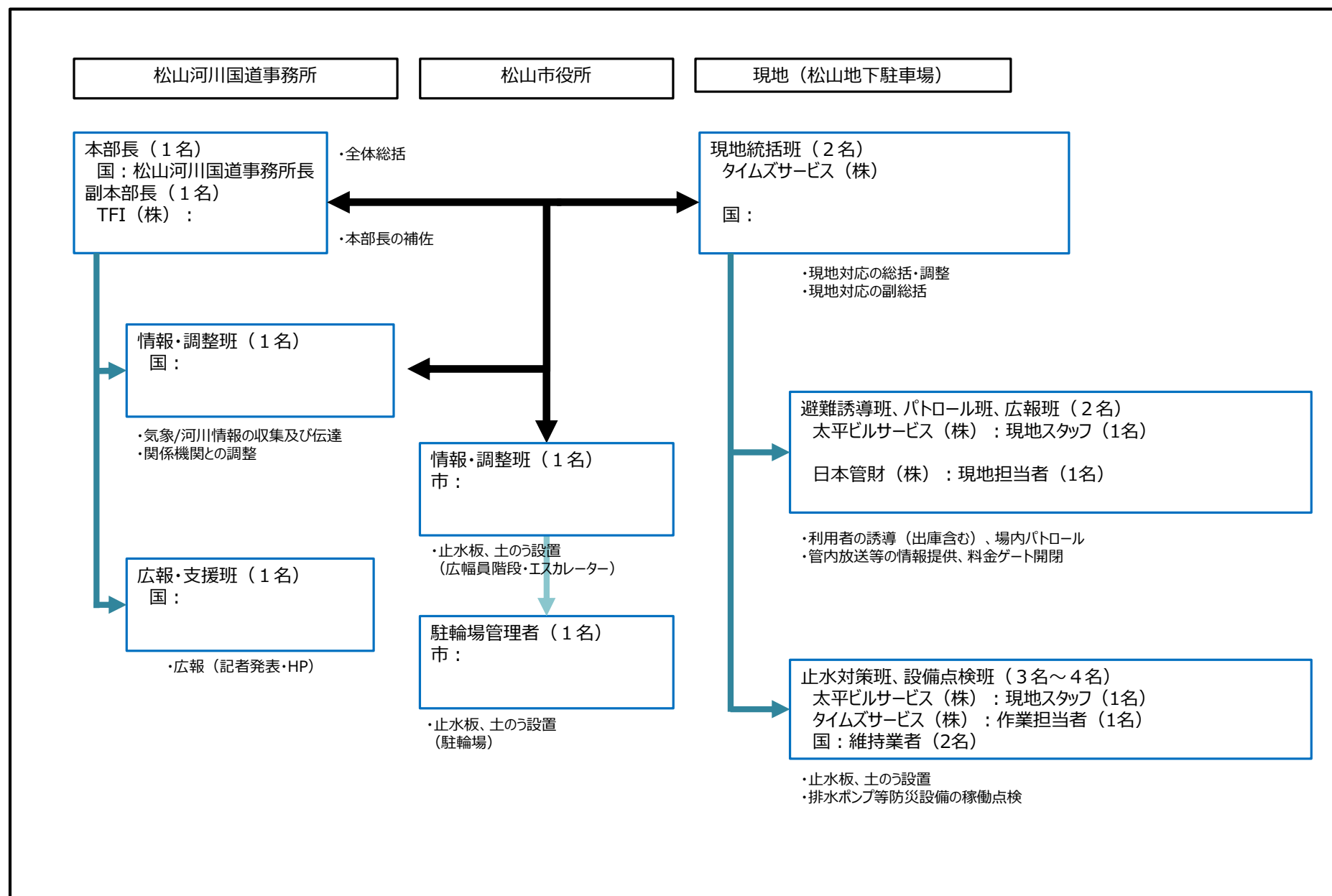
①災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法の掲示：別添④

第9章 その他

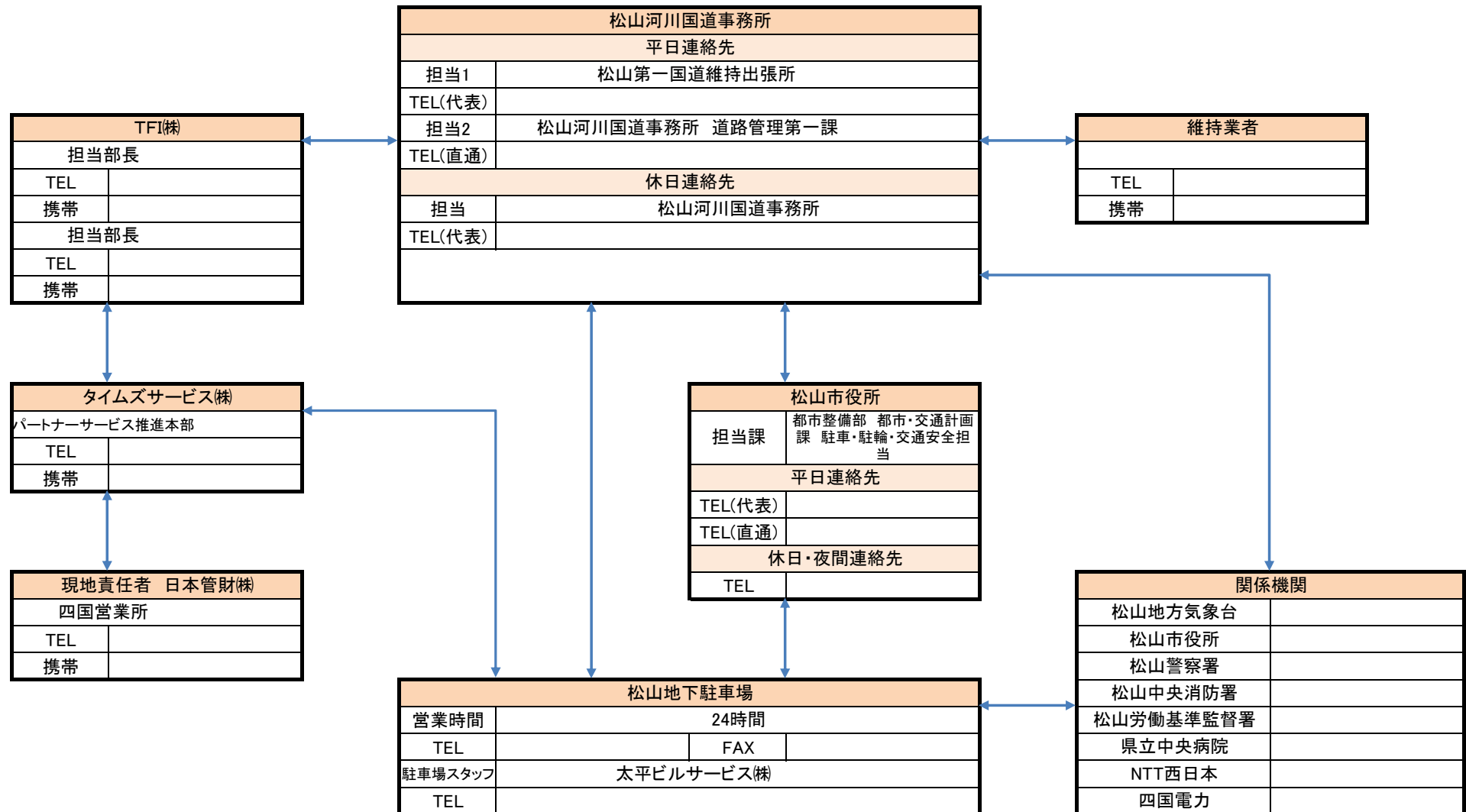
より円滑な防災業務の推進を図るため、この計画の他に国土交通省防災業務計画（以下 URL 参照）を災害対策本部及び管理事務所へ備えるとともに、四国地方整備局松山河川国道事務所が定める計画等に基づき協力するものとする。

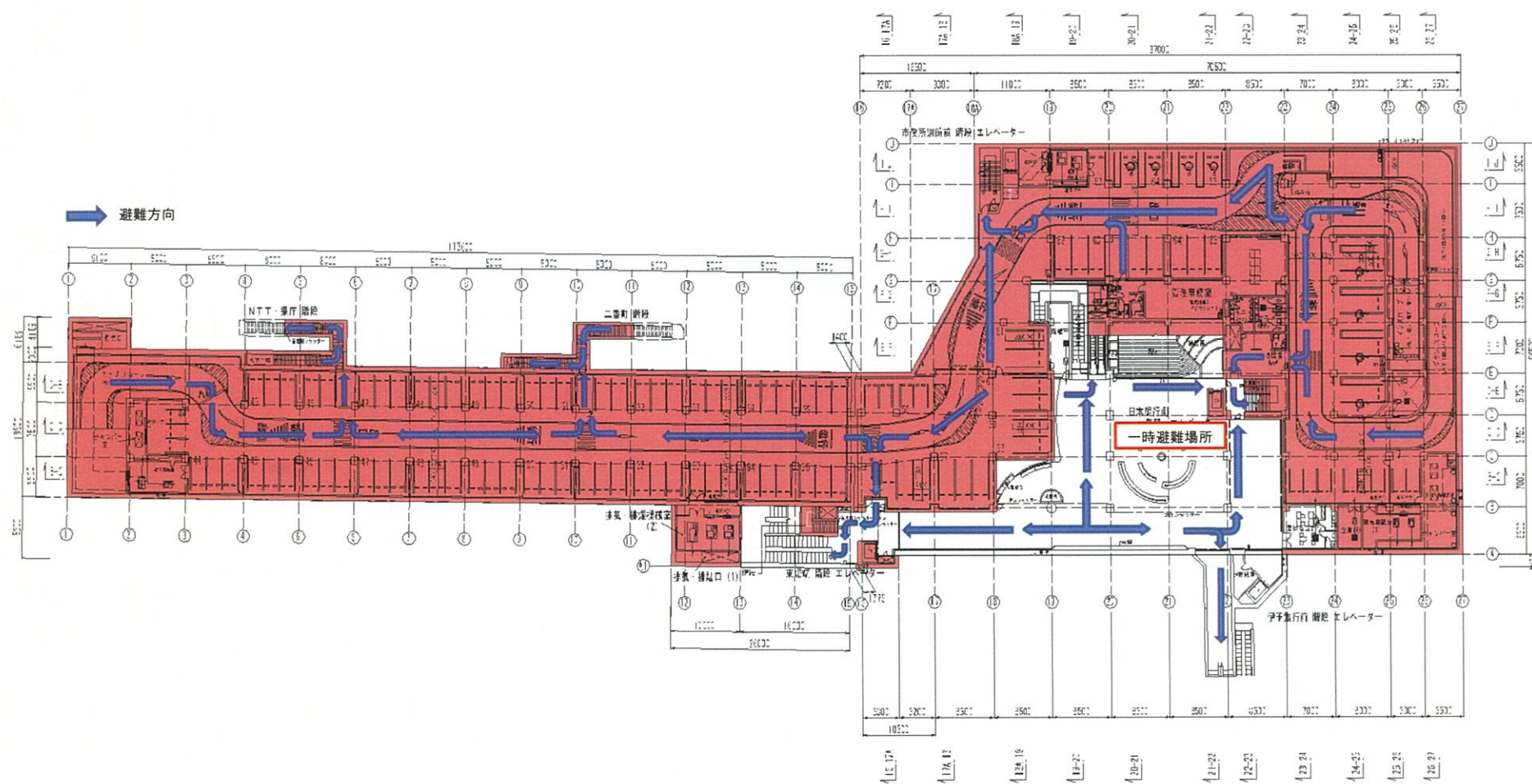
(<https://www.mlit.go.jp/saigai/bousaigyomukeikaku.html>)

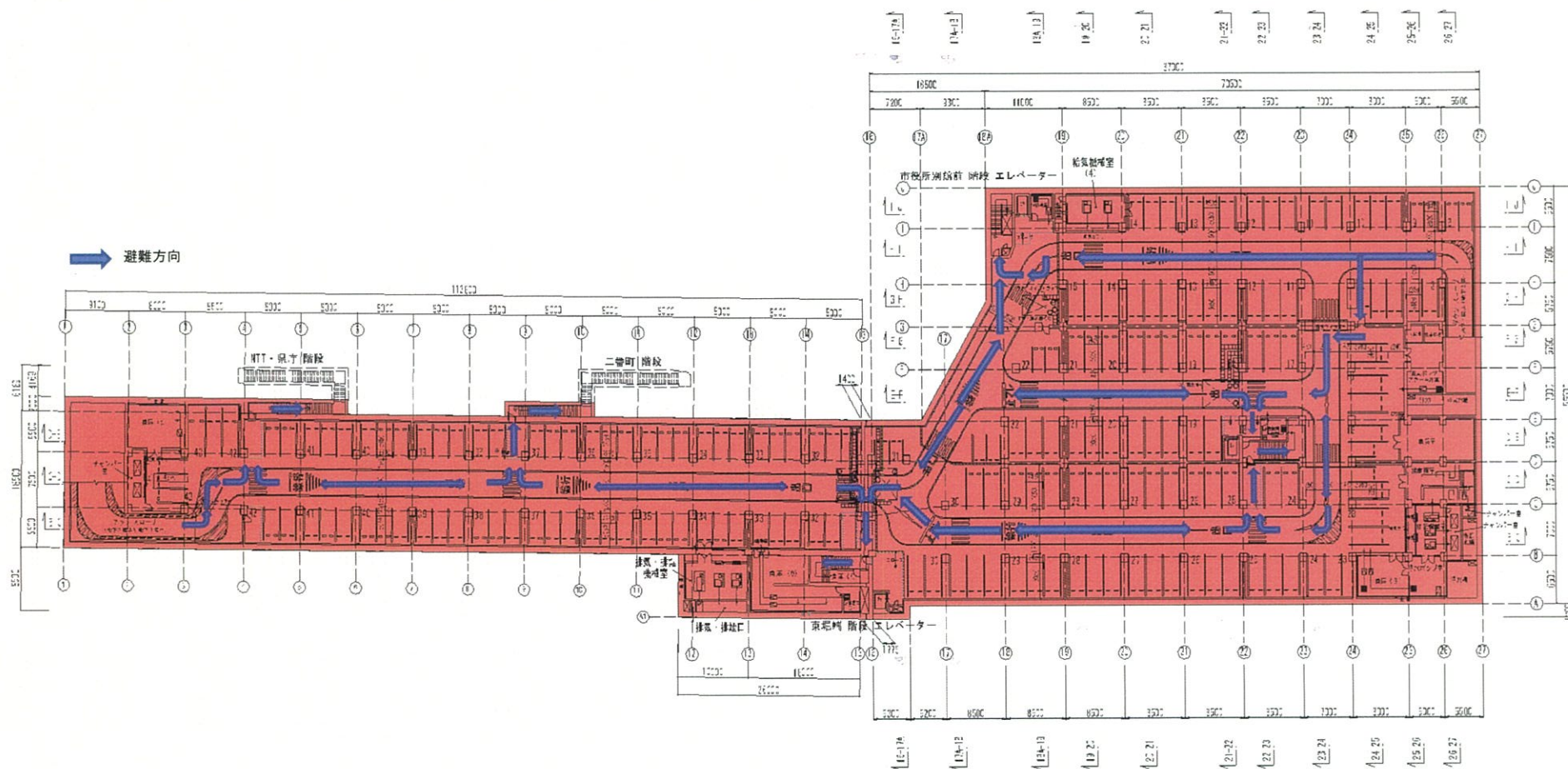
松山地下駐車場 地下駐車場対策本部組織体系図



松山地下駐車場 情報収集・伝達系統図







帰宅困難者心得 10 か条

－ 外出時に地震が来てもあわてないために －

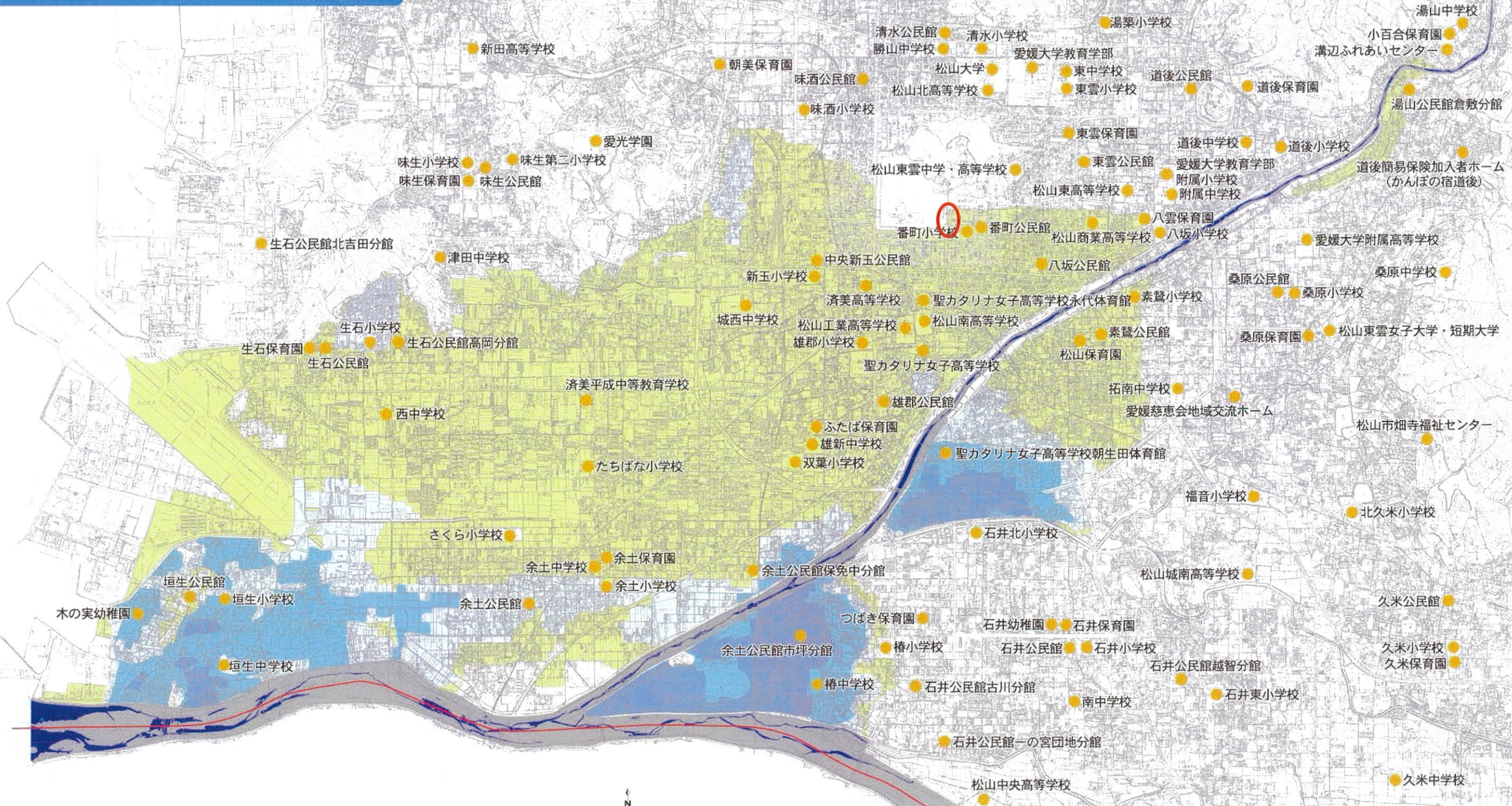
1. あわてず騒がず、状況確認
 2. 携帯ラジオをポケットに
 3. つくっておこう帰宅地図
 4. ロッカー開けたらスニーカー(防災グッズ)
 5. 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
 6. 事前に家族で話し合い(連絡手段、集合場所)
 7. 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
 8. 歩いて帰る訓練を
 9. 季節に応じた冷暖準備(携帯カイロやタオルなど)
 10. 声を掛け合い、助け合おう
-

－ 地震発生時の外出者の行動ルール －

1. むやみに移動を開始しない。
2. まず安否確認をする。
(災害用伝言ダイヤル171や携帯電話災害用伝言板等を活用し、家族や職場と連絡をとり、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。)
3. 正確な情報により冷静に行動する。
(公共機関が提供する正確な情報を入手し、状況に応じて、どのような行動(帰宅、一時移動、待機など)が安全なのか自ら判断する。)
4. 帰宅できるまで外出者同士が助けあう。
(一時待機できる屋内施設においては、災害時要援護者(高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦など)を優先して収容する。)

松山市洪水ハザードマップ

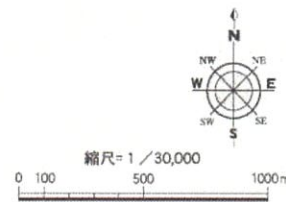
（石手川洪水はん濫時の避難地図）



た場合に想定される
(ランク別)

浸水した場合に想定される
水深（ランク別）

-  0.5m未満の区域
 0.5～1.0m未満の区域
 1.0～2.0m未満の区域
 2.0～5.0m未満の区域
 5.0m以上の区域
 市町境界
 河川等範囲
 避難所



浸水想定区域内の避難所は、洪水により浸水する危険性がありますので、使用には十分な注意が必要です。
また、避難所まで避難するいとまがない時は、十分な高さのある頑丈な建物や高台に緊急的に避難するようにして下さい。

重信川水系石手川 浸水想定区域図

もしも、大洪水で河川の堤防が壊れてしまったら、甚大な被害を受けることが予想されます。万一、洪水ははん濫が発生した場合でも被害をできるだけ少なくするため、事前に河川のはん濫に関する情報を地域住民の皆様提供し、自分の住んでいる地域は洪水はん濫による浸水被害の有無について認識を深めていただき、水防への関心を高め、緊急時の水防・避難活動などに活用していただくとともに、併せて、水害に強い生活様式への工夫にも役立てていただきたいと思います。

- (1) この図は、重信川水系石手川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深その他を示したもので、国土交通省及び愛媛県が作成した資料を基に、松山市が作成しました。
- (2) この浸水想定区域等は、指定時点の重信川水系石手川の国管理、県管理区間の河道の整備状況及び石手川ダムの洪水調整施設の状況等を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨である昭和18年7月洪水（観測史上最大）時の大雨が降ったことにより石手川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
- (3) なお、このシミュレーションに当たっては、支川のはん濫、想定を超える降雨、高潮、内水によるはん濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。



【災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法】

「171」をダイヤルし、音声ガイダンスに従って伝言の録音、再生を行って下さい。

操 作 手 順		伝言の録音		伝言の再生	
①	1 7 1 をダイヤル	1 7 1			
②	録音または再生 を選ぶ。	[ガイダンス] こちらは災害用伝言ダイヤルセンタです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。			
		(暗証番号なし)	(暗証番号あり)	(暗証番号なし)	(暗証番号あり)
		1	3	2	4
			[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。		[ガイダンス] 4桁の暗証番号をダイヤルして下さい。
		XXXX	XXXX		
③	被災地の方の電話番号を入力する。	[ガイダンス] 被災地の方はご自宅の電話番号、または、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。被災地域以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルして下さい。			
		0 XX XXXX XXXXX			
伝言ダイヤルセンタに接続します。※1					
④	メッセージの録音 メッセージの再生	[ガイダンス] 電話番号0XXXXXXXX(、暗証番号XXXX)の伝言を録音します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあとシャープを押して下さい。ダイヤル式の方はそのままお待ち下さい。尚、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直し下さい。			
		ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合	ダイヤル式電話機 の場合	プッシュ式電話機 の場合
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1 #	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	1 #
		[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、電話をお切り下さい。	[ガイダンス] 伝言をお預かりします。ピッという音の後に、30秒以内でお話下さい。お話が終わりましたら、数字の9の後シャープを押して下さい。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。	[ガイダンス] 新しい伝言からお伝えします。伝言を繰返す時は、数字の8の後シャープを、次の伝言に移る時は、数字の9の後シャープを押して下さい。
		伝言の録音		伝言の再生	
		(ガイダンスが流れるまでお待ちください)	録音終了後 9 # [ガイダンス] 伝言を繰返します。訂正される時は数字の8の後シャープを押して下さい。 録音した伝言内容を確認する。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。	[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です。伝言を追加して録音される時は、数字の3の後、シャープを押して下さい。
		[ガイダンス] 伝言をお預かりしました。	(ガイダンスが流れるまでお待ちください)		
				[ガイダンス] お伝えする伝言は以上です	
⑤	終了	自動で終話します。			

通話料は発生しません

通話料が発生します※2

※1センタ利用料について

伝言録音・再生を行うためのセンタ利用料は無料です。

※2通話料について

「メッセージの録音」操作時において、録音できる伝言数を超えていた場合、または、
 「メッセージの再生」操作時において、お預かりしている伝言がない場合は通話料はかかりません。

覚えてください、災害時の声の伝言板 災害用伝言ダイヤル(171)